

志木市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

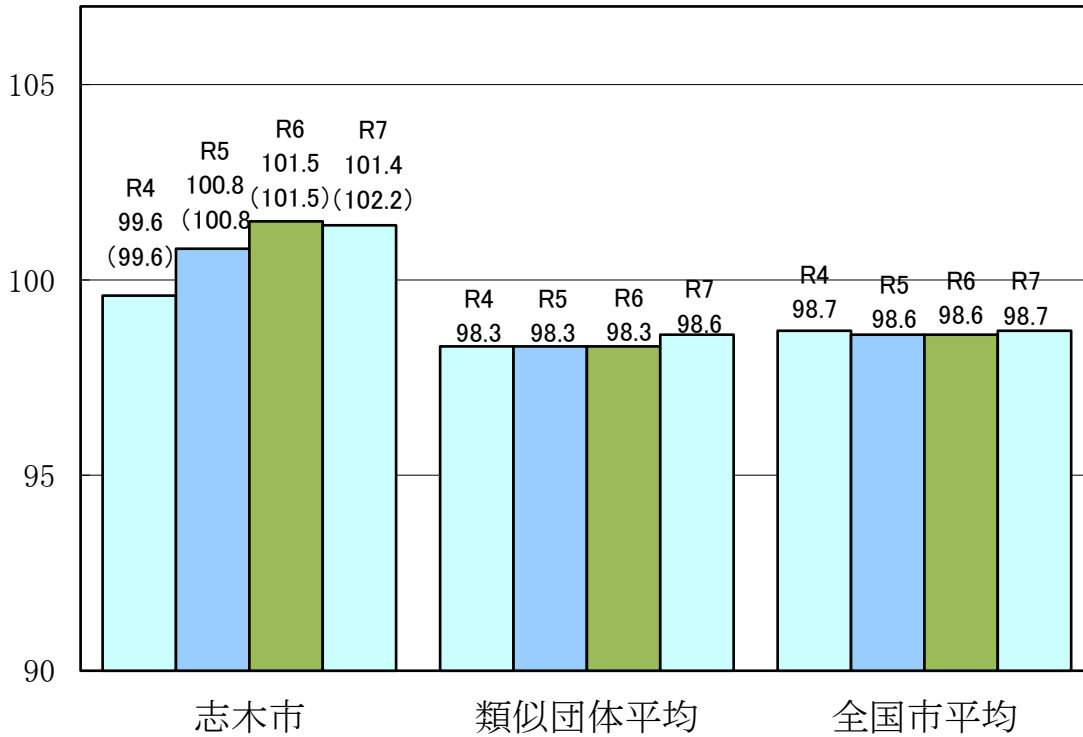
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 76,153	千円 28,235,867	千円 1,906,155	千円 4,020,628	% 14.2	% 13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
6年度	人 357	千円 1,365,842	千円 461,716	千円 617,432	千円 2,444,990	千円 6,849	千円 6,391

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合についてその理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

これまでラスパイレス指数が100を大幅に下回る状況が続いていたが、国よりも初任給格付けの号給を高くするなど、県や近隣市などの状況と比較しながら、適正な給与制度の見直しを行っている。今後については、令和6年度から60歳超職員の昇給停止を実施しており、ラスパイレス指数が引き下がる要因もあるため、適正なラスパイレス指数となるよう引き続き注視していく。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準14%に対し、志木市においては15%を支給。

（実施時期） 平成28年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	40.8 歳	314,618 円	429,136 円	391,200 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

②技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	- 歳	-	- 円	- 円	- 円
埼玉県	- 歳	-	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	-	- 円	- 円	- 円
類似団体	- 歳	-	- 円	- 円	- 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
志木市	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志木市	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	43.0 歳	385,911 円	520,415 円
埼玉県	39.6 歳	364,402 円	428,949 円
類似団体	42.3 歳	329,711 円	388,647 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		志 木 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

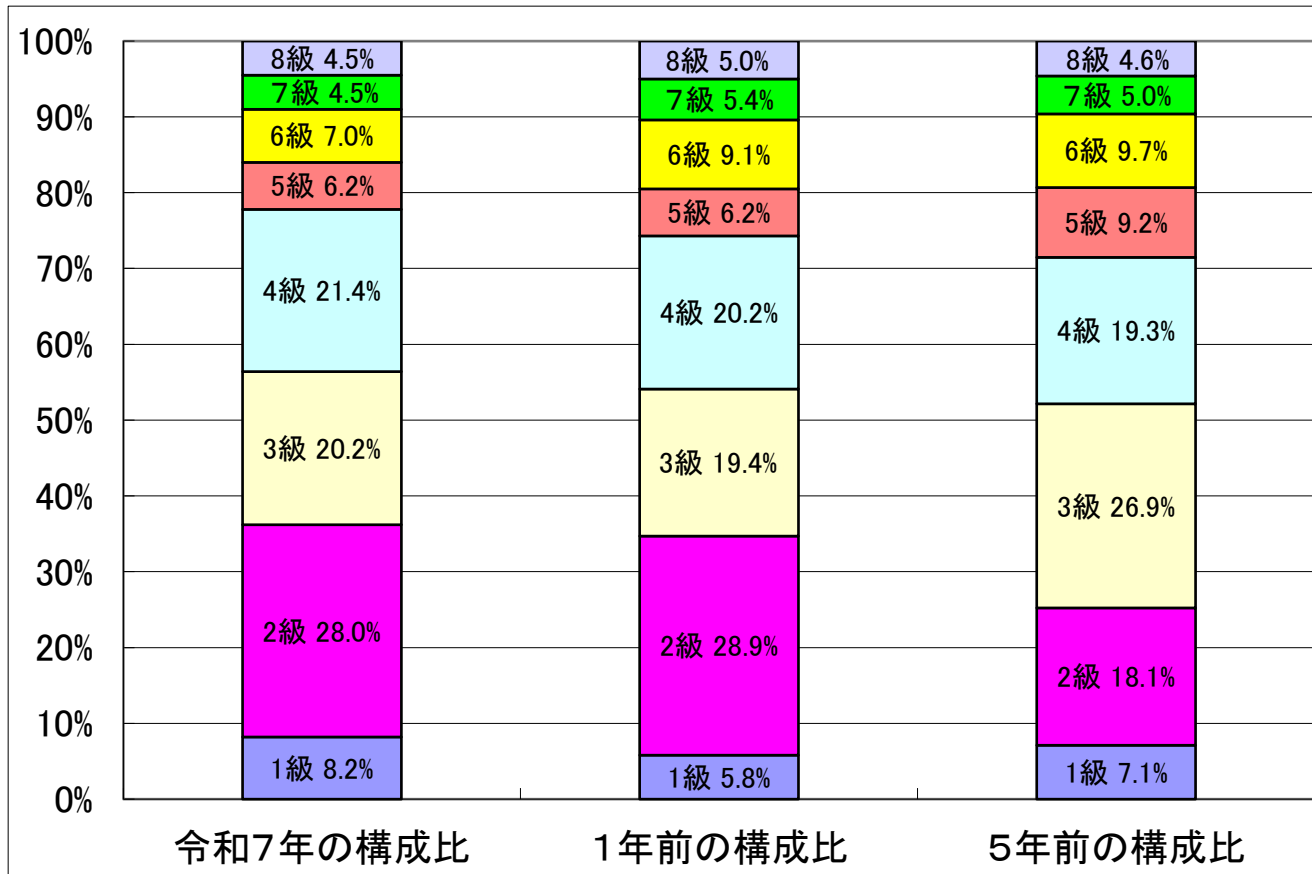
区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	291,700 円	395,600 円	402,700 円	388,100 円
	高 校 卒	278,300 円	0 円	0 円	413,200 円
技能労務職	高 校 卒	-	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-	-
教育職	大 学 卒	-	-	-	-
	高 校 卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

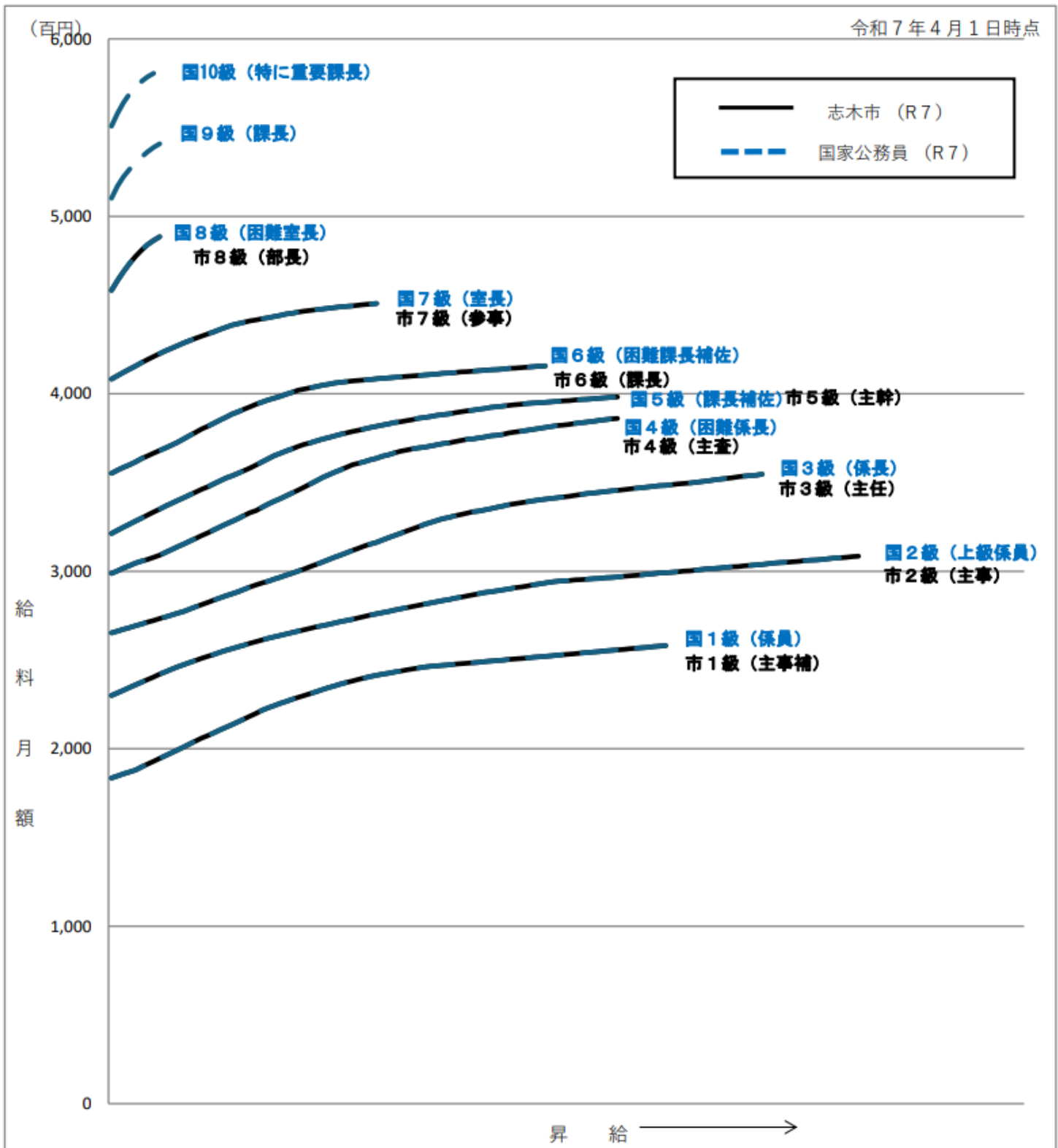
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	20	8.2%	195,800 円	268,300 円
2 級	主事・技師	68	28.0%	242,000 円	316,800 円
3 級	主任	49	20.2%	276,300 円	364,200 円
4 級	主査	52	21.4%	309,800 円	396,500 円
5 級	主幹	15	6.2%	332,600 円	409,000 円
6 級	課長	17	7.0%	366,800 円	427,000 円
7 級	次長・参事	11	4.5%	420,700 円	463,000 円
8 級	部長	11	4.5%	471,900 円	501,500 円

- (注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（志木市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用してる昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志 木 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,673 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,708 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（志木市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用してる昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

志 木 市	国		
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職者 2~45%加算 (退職時特別昇給 無し)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 5,327 千円 20,575 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(7年4月1日現在)

支給実績（6年度決算）		228,527 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		580,019 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15 %	394 人	15 %
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			2,052	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			52,615	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			10.0	%
手当の種類（手当数）			6	種類
特殊勤務手当	区分	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—	1回 500円
特殊勤務手当	行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人	—	1人 500円
		行旅死亡人・変死人	—	1体 3,000円
特殊勤務手当	犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体処理	—	1件 200円
特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	現業員及び指導員	2,052 千円	月額 4,500円
		主査級の園長	—	月額 2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	100,520 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	478 千円
支給実績（5年度決算）	91,687 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	406 千円

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 (8級職員 3,500円) 子 10,000円 扶養親族 6,500円	同	—	28,149 千円	227,014 円
住居手当	借家 最高限度28,000円	同	—	31,719 千円	307,954 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2 Km以上の者に対し、使用距離に応じ31,600円以内で支給	同	—	34,439 千円	118,350 円
管理職手当	部長 82,000円 理事 65,000円 次長 60,000円 参事 58,000円 課長 55,000円 副課長 50,000円 主席主幹 42,000円 主幹 40,000円 専任主幹 32,000円	異	定額支給	63,262 千円	608,297 円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市 長	868,000 円	()	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	764,000 円	()	1,120,000 円 / 510,000 円		
	議 長	430,000 円	()	934,000 円 / 614,600 円		
	副 議 長	378,000 円	()	757,000 円 / 400,000 円		
	議 員	357,000 円	()	670,000 円 / 326,000 円		
期 末 手 当	市 長	(6年度支給割合)		4.40 月分		
	副 市 長			4.40 月分		
	議 長	(6年度支給割合)		4.40 月分		
	副 議 長			4.40 月分		
	議 員			4.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×任用月数×支給率×100分の125		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	支給率 市長 100分の35 副市長 100分の21		18,228,000 円	任期ごと	
	備 考			9,626,400 円	任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

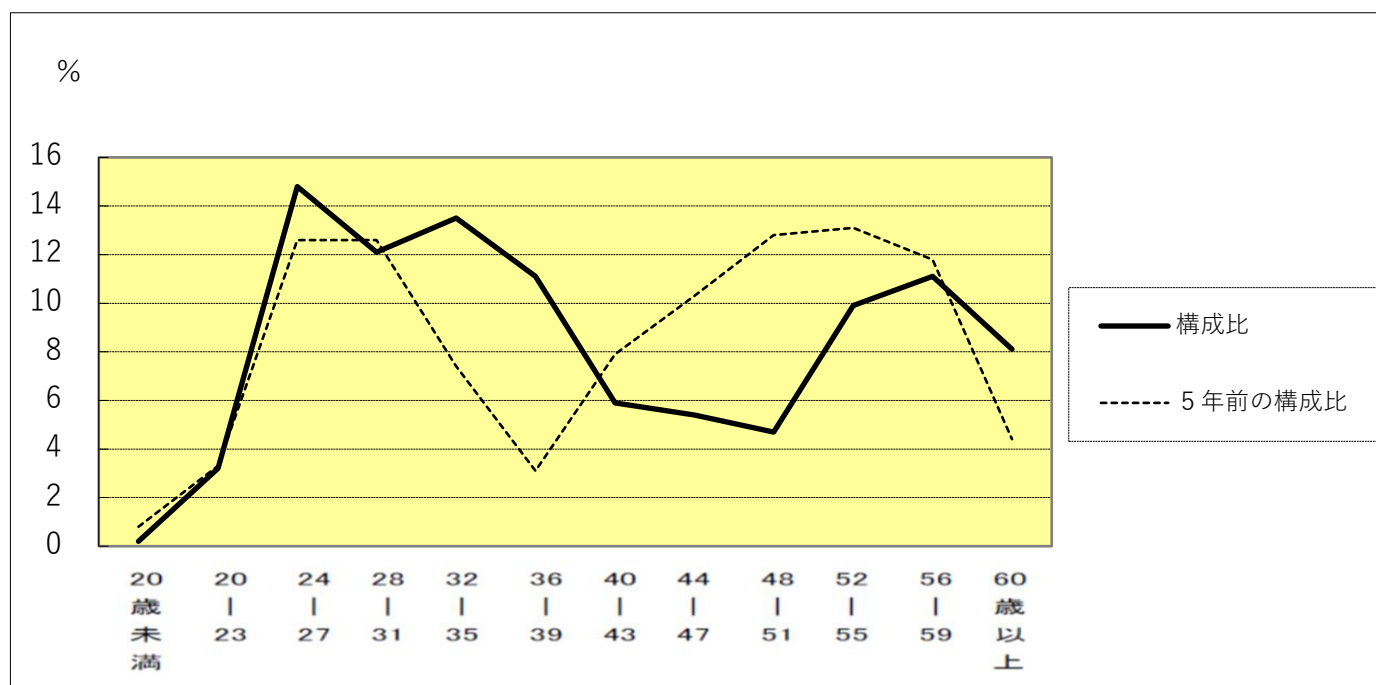
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	104	105	1	業務量増による増など
	税務	33	32	△1	欠員による減など
	民生	107	102	△5	欠員による減など
	衛生	30	33	3	業務量増による増など
	労働	0	0	0	
	農水	3	3	0	
	商工	5	6	1	業務量増による増など
	土木	22	27	5	業務量増による増など
	計	309	313	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.10 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.48 人)
教育部門	48	51	3	業務量増による増など	
消防部門			0		
小 計	357	364	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.80 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.9 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	10	11	1	業務量増による増など
	下水道	5	7	2	業務量増による増など
	その他	21	24	3	業務量増による増など
	小 計	36	42	6	
合 計	397 [505]	406 [505]	9 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.31 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	60人	49人	55人	45人	24人	22人	19人	40人	45人	33人	406人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在 単位:人・%)

部門	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	304	305	303	312	309	313	9	2.9
教育	45	46	47	49	48	51	6	11.8
普通会計	349	351	350	361	357	364	15	4.1
公営企業会計	39	37	38	36	40	42	3	7.1
総合計	388	388	388	397	397	406	18	4.4

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。